

令和2年度

事業概要



さいたま市動物愛護ふれあいセンター

目次

第1章	総説	1
1.	組織・機構	1
(1)	動物愛護ふれあいセンターの概要	1
(2)	センター設置に係る沿革	2
(3)	施設概要	3
(4)	組織と職員構成及び業務内容	6
(5)	管轄区域	6
(6)	事業予算及び手数料	7
第2章	事業の概要	8
1.	動物愛護啓発事業（動物愛護精神と適正飼養の普及啓発）	8
(1)	ふれあい事業実施状況	8
(2)	職場体験教室実施状況	9
(3)	犬・猫の譲渡事業実施状況	11
(4)	動物愛護団体の譲渡活動支援	12
(5)	動物の適正飼養教室実施状況	12
(6)	犬とのふれあい方教室	13
(7)	動物ふれあいフェスティバル	14
(8)	市民講座、講演	15
2.	犬、猫等に関する事業	16
(1)	犬の登録・狂犬病予防注射実施状況	16
(2)	収容に係る業務	16
(3)	動物の管理・処分業務	18
(4)	動物に関する相談・苦情	19
(5)	飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費等の一部助成	21
3.	動物取扱業及び特定動物に係る業務	22
(1)	動物取扱業に関する業務	22
(2)	特定動物の飼養・保管状況	24
(3)	動物の飼養（収容）許可	25
(4)	多数の動物の飼養に係る届出	25
第3章	統計資料集	26
1.	畜犬登録数、狂犬病予防注射接種数	26
2.	犬の捕獲等収容数及び処分数	26
3.	猫の収容数及び処分数	27
4.	その他の動物の収容数及び処分数（すべて負傷動物として収容）	27
5.	犬・猫の譲渡事業	28
6.	月別来館者数	28
7.	来館者・ふれあい教室参加者	29
8.	苦情・相談件数	29
9.	犬・猫の適正飼養教室参加者数	30
10.	職場体験教室・インターンシップ実施状況	30
11.	第一種動物取扱業登録数の推移	31
12.	動物取扱責任者研修会の開催状況	31
13.	特定動物（危険な動物）の飼養状況	31
14.	職員構成	32
15.	主な事務手数料歳入の内訳	32

第1章 総説

1. 組織・機構

(1) 動物愛護ふれあいセンターの概要

【管轄区域の沿革】

本市は埼玉県の南東部、関東平野のほぼ中央部に位置し、都心から20～40km圏域にあります。市内主要駅周辺では、商業機能、行政機能、文化機能などが集積しており、地域の個性を生かしたより高度な都市機能の整備が進められています。一方、市西部を流れる荒川に沿った河川敷や、東部に広がる見沼田んぼなど、首都圏域でも有数の緑地帯を有しています。東西・南北ともに、約20kmの広がりを持ち、市内を横断・縦断する道路・鉄道網の整備とともに市内全域に住宅地域が形成されています。

【センター設置の経緯と目的】

さいたま市は平成13年5月1日に旧大宮市・与野市・浦和市の3市の合併により誕生しました。平成15年4月1日には、全国13番目の政令指定都市となり、さらに平成17年4月には岩槻市と合併、現在132万人を超える人口となっています。

地域保健、公衆衛生の専門的・技術的な拠点として平成14年4月に「さいたま市保健所」が開設され、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、本市における動物関連業務を開始しました。当時の保健所は県の合同庁舎を借用しており、狂犬病予防法で設置が義務付けられている抑留犬を収容するための設備が十分でなかったことから、埼玉県との協議により、抑留犬の処分等一部の業務については県に委託をしていました。

一方、近年、動物に対する接し方や価値観が多様化し、動物は単なるペットから、家族の一員へと変化してきました。反面、一部の動物に関わる人々のモラルの低さに起因するトラブルや動物への虐待、悪質な動物取扱業者等、動物に関わる問題も増えてきました。

このような背景を踏まえ、さいたま市保健所から動物関連業務を分離独立し、さらに動物愛護思想の普及を図るため、動物とのふれあい施設としての機能も有する「さいたま市動物愛護ふれあいセンター」が平成18年6月に開設されました。

【センター運営方針】

- 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図ります。
- 動物の適正な飼養に関する知識の普及啓発等を行い、動物愛護思想の高揚を図ります。
- 動物から人への疾病を未然に防止するため、動物由来感染症の調査研究を行います。

(2) センター設置に係る沿革

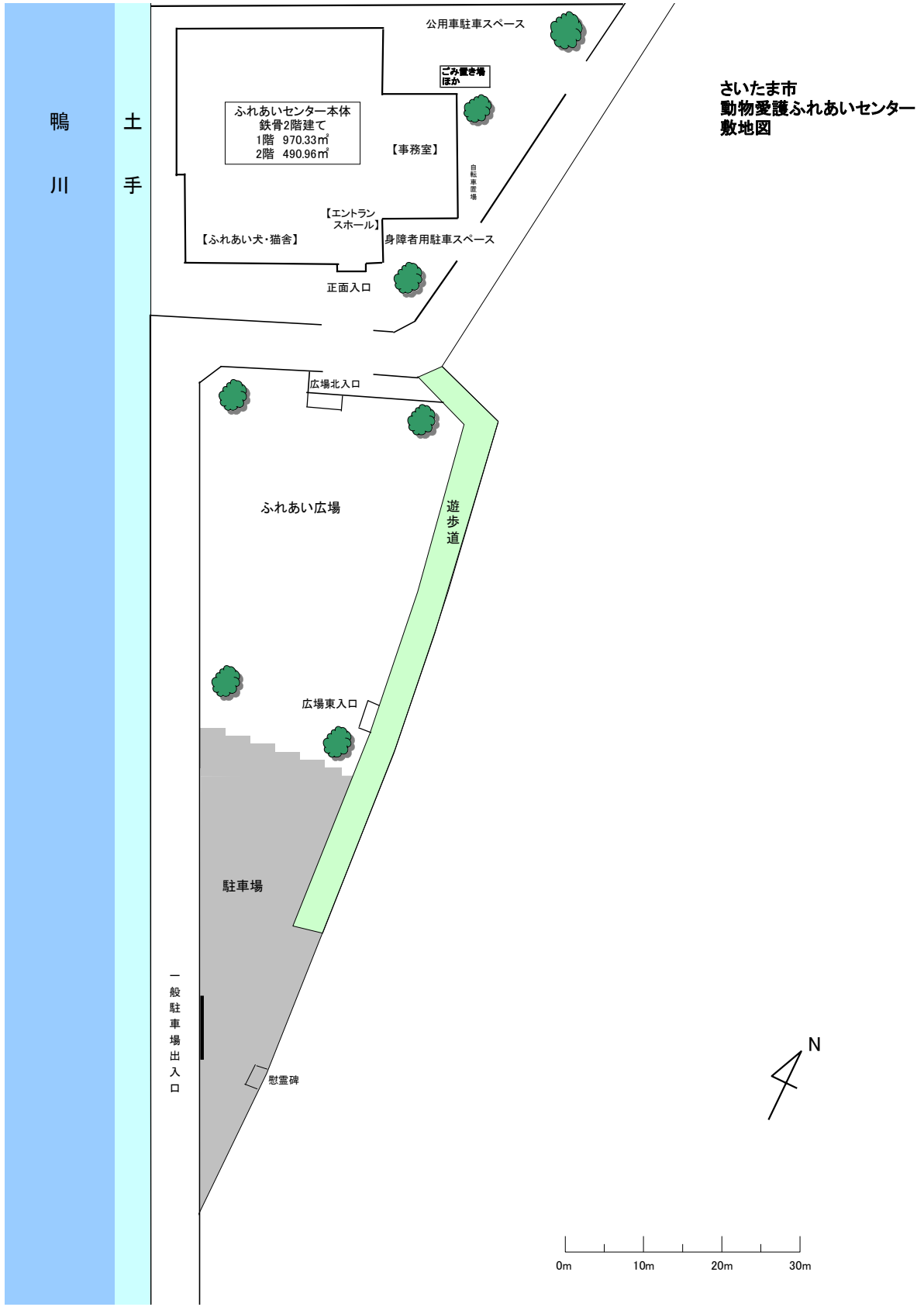
昭和25年8月	狂犬病予防法施行
平成12年12月	動物の愛護及び管理に関する法律施行
平成13年5月	さいたま市誕生（浦和市・大宮市・与野市が合併）
平成13年9月	保健所政令市移行の閣議決定
平成14年4月	さいたま市保健所開設（さいたま市吉敷町 埼玉県合同庁舎内）
	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法関係業務（未登録犬等の抑留、所有者不明犬の公示等）の開始 ・動物の愛護及び管理に関する法律関係業務（動物取扱業の届出受理、危険な動物の飼養許可等）の開始 ・捕獲犬や引取猫等の抑留施設の設置、搬送・処分（処分決定を除く）、狂犬病の病性鑑定等の業務について、5年間を期限として県に委託
平成15年4月	政令指定都市へ移行
平成16年度	さいたま市動物愛護ふれあいセンター整備促進協議会設置
	建築基本設計・実施設計
平成17年4月	岩槻市と合併
平成17年4月	建設工事・道路工事開始
平成18年3月	さいたま市動物愛護ふれあいセンター条例議決
平成18年6月	さいたま市動物愛護ふれあいセンター条例施行、開設
	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法関係業務・動物の愛護及び管理に関する法律関係業務がさいたま市保健所から移管（狂犬病予防法関係業務のうち、狂犬病発生時の県への報告についてのみ、保健所環境衛生担当において所管）
平成18年11月	さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行 （令和2年6月 改正条例施行）

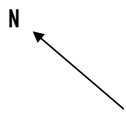
区名	世帯数	人口	面積(k m ²)	区名	世帯数	人口	面積(k m ²)
西区	41,996	93,673	29.12	桜区	46,561	95,815	18.64
北区	69,874	149,000	16.86	浦和区	76,680	166,620	11.51
大宮区	59,389	120,578	12.80	南区	90,009	192,456	13.82
見沼区	75,468	164,251	30.69	緑区	56,288	129,945	26.44
中央区	49,170	102,576	8.39	岩槻区	51,879	112,777	49.17
市全体	617,314	1,327,691	217.43	（令和3年4月1日現在）			

(3) 施設概要

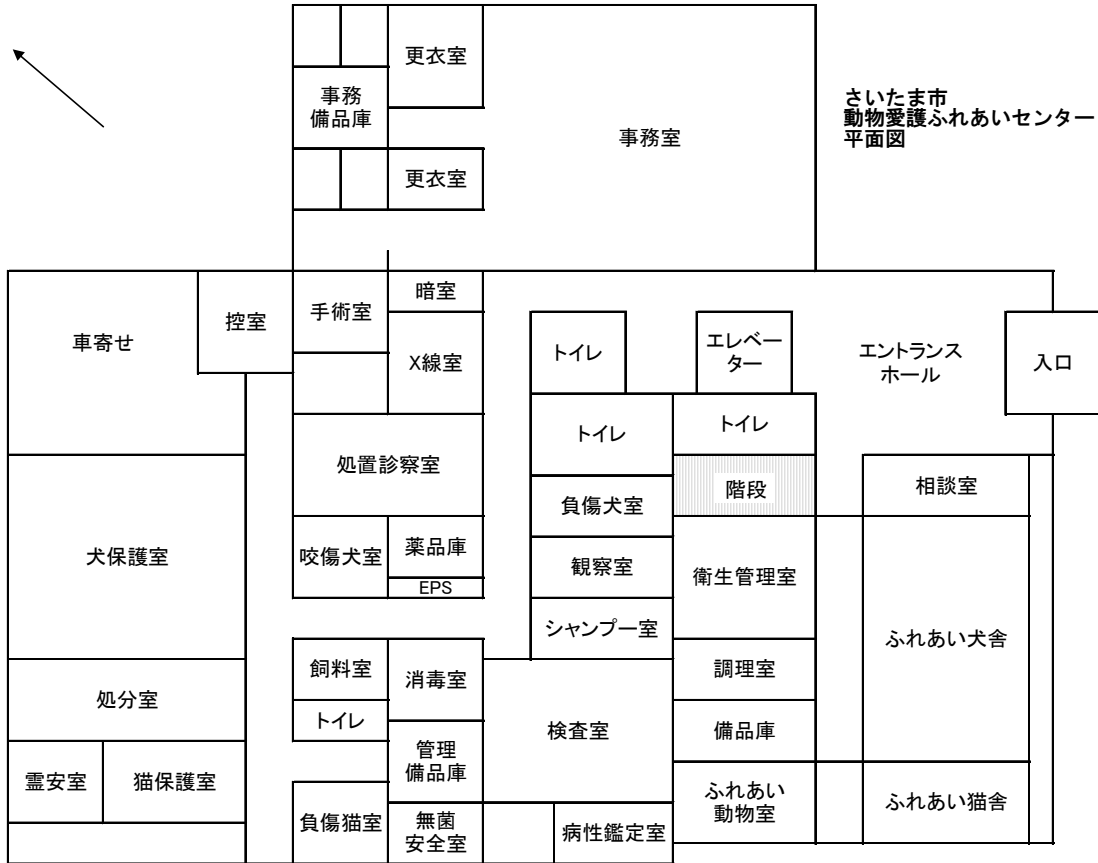


所在地	さいたま市桜区大字神田 ^{じんで} 950 番地 1
敷地面積	4,189.91 m ²
建築面積	1,021.69 m ²
建設費	798,105,000 円
施設規模	鉄骨造 2 階建て 延べ床面積 1,461.29 m ² (1 階 970.33 m ² 、2 階 490.96 m ²)
施設内の 主な部屋	(1 階) ふれあい犬舎 (40.32 m ²)、ふれあい猫舎 (16.00 m ²)、 犬保護室 (59.86 m ²)、猫保護室 (15.75 m ²)、 処置診療室 (23.20 m ²)、検査室 (34.77 m ²)、相談室 (9.60 m ²)、事務 室 (133.50 m ²)、その他 (670.35 m ²) (2 階) レクチャールーム (150.00 m ²)、展示ホール (92.80 m ²)、 講習会室 (38.40 m ²)、その他 (209.76 m ²)
付属施設	ふれあい広場 (1,281.98 m ²) 駐輪場 (20 台) 公用車駐車場 (5 台)、 駐車場 (26 台) 身体障害者用駐車場 (1 台)



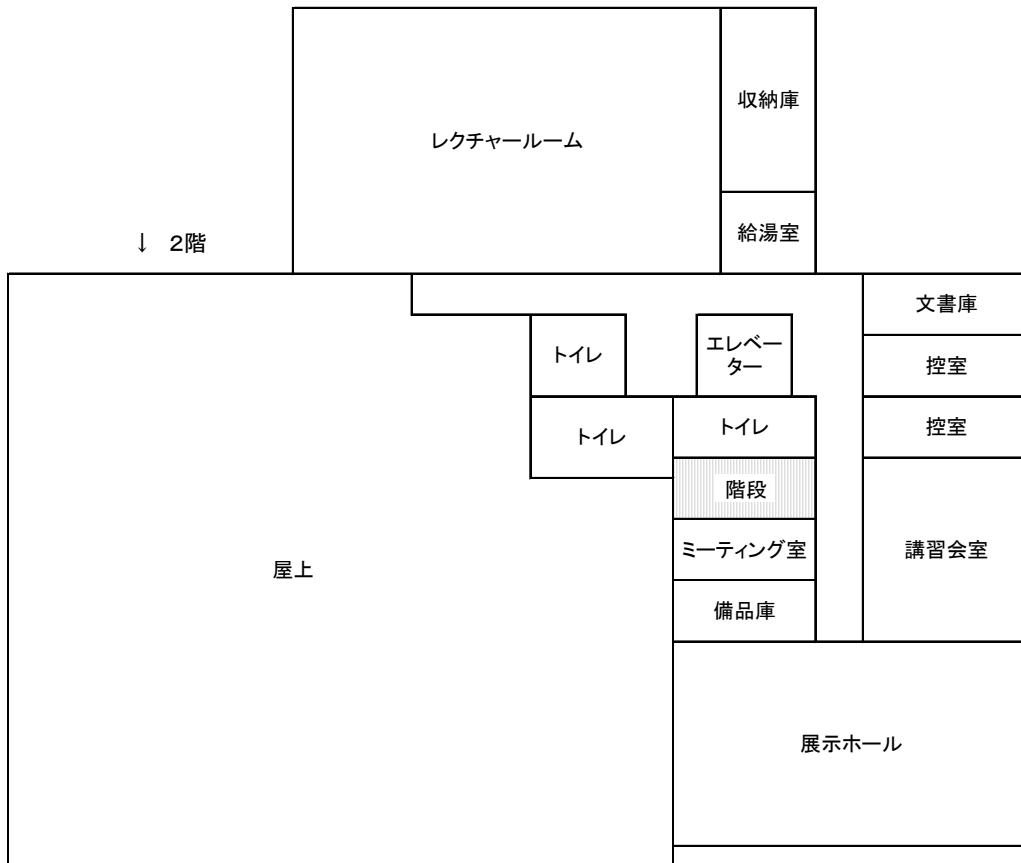


さいたま市
動物愛護ふれあいセンター
平面図



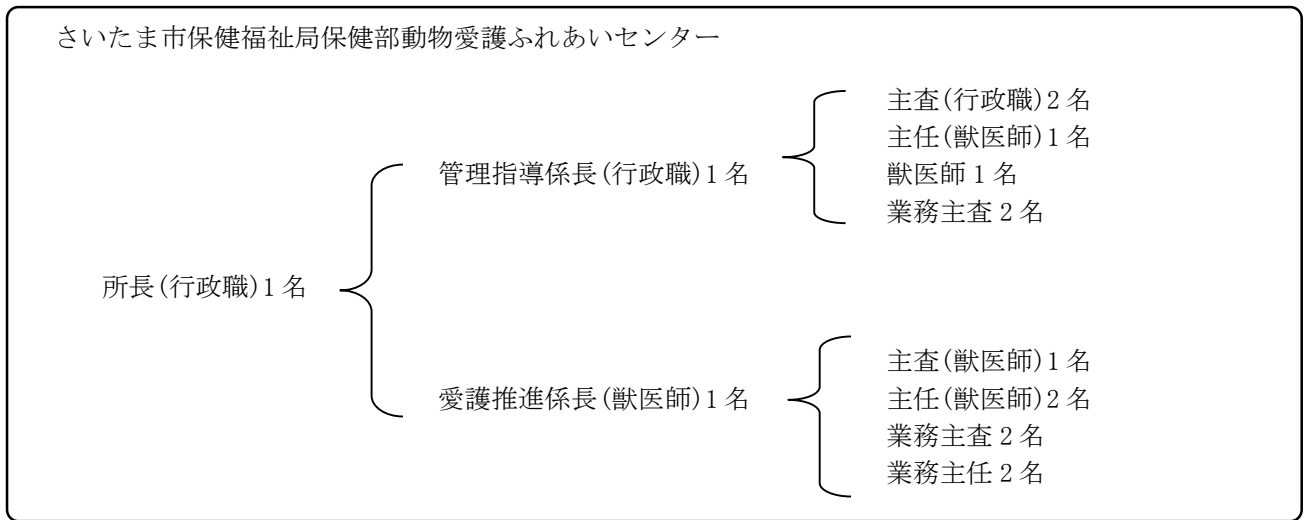
↑ 1階

↓ 2階



(4) 組織と職員構成及び業務内容

【組織】



【事務分掌】

- ・ 動物の愛護思想及び適正な飼養に関する知識の普及及び啓発
- ・ 動物取扱業の登録・監視
- ・ 特定動物の飼養又は保管の許可
- ・ 犬及び猫の引取り及び収容
- ・ 犬の登録及び狂犬病予防注射
- ・ 狂犬病の鑑定及びこれに伴う犬の収容
- ・ 動物に係る人と動物の共通感染症の調査研究
- ・ センターに収容した犬・猫等の動物の管理、公示及び処分
- ・ 化製場法にかかる動物の飼養又は収容の届出及び許可

(5) 管轄区域

さいたま市内全域 (217.43k m²)

- さいたま市役所
- ◎ 動物愛護ふれあいセンター
- ・ 区役所



(6) 事業予算及び手数料

【事業予算】

《歳入》

《歳出》

科目	令和2年度 予算額(円)	令和2年度 決算額(円)
保健衛生 使用料	10,000	10,950
保健衛生 手数料	38,333,000	40,018,210
衛生費 雑入等	48,000	29,041
合計	38,391,000	40,058,201

事業	令和2年度 予算額(円)	令和2年度 決算額(円)
動物愛護 指導事業	43,609,000	36,101,552
センター管理 運営事業	24,121,000	19,629,085
合計	67,730,000	55,730,637

【手数料等】

《犬の登録・狂犬病予防注射済票交付関係手数料》

登録（鑑札交付）にかかる費用	1頭につき	3,000円
鑑札再交付にかかる手数料	1頭につき	1,600円
狂犬病予防注射済票交付にかかる手数料	1頭につき	550円
狂犬病予防注射済票再交付にかかる手数料	1頭につき	340円
犬の原簿記載事項証明にかかる費用	1件につき	300円

《引取手数料》

犬・猫	生後90日以上	1（頭、匹）	2,090円
	生後90日未満	10（頭、匹）	単位 2,090円

《返還及び保管にかかる費用》

返還に要する費用	1（頭、匹）につき	3,660円
保管に要した費用	1（頭、匹）につき	520円/日

《動物取扱業登録等申請・特定動物飼養保管許可等申請》

第一種動物取扱業登録・特定動物飼養許可	1件につき	16,000円
上記につき同時に申請されるもの	1件につき	8,000円
第一種動物取扱業登録更新・特定動物継続飼養許可	1件につき	10,000円
上記につき同時に申請されるもの	1件につき	5,000円
動物取扱責任者研修会受講料	1人につき	3,000円

《化製場法にかかる動物の飼養（収容）許可申請》

動物の飼養・収容許可	1件につき	8,000円
------------	-------	--------

第2章 事業の概要

1. 動物愛護啓発事業（動物愛護精神と適正飼養の普及啓発）

(1) ふれあい事業実施状況

【日常ふれあい】

来館者を対象に、動物を飼うために必要なことや動物の習性、正しい接し方を教えるとともに、動物とふれあうことにより動物が生きていることを感じ、命あるものを大切にする心を育てるよう、動物愛護精神の普及啓発に努めています。



【月別・世代別ふれあい来館者数（動物ふれあいフェスティバルの来館者除く）】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来館者(人)※		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳	大人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子供	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開館日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(人)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ふれあい事業を中止

【団体ふれあい実施状況】

事前に申込みのあった児童養護施設、保育園、幼稚園等については、団体ふれあい教室を実施しています。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加団体数*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
参加者数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ふれあい事業を中止

【見学】

他自治体や動物専門学校など団体の視察、小・中学生の夏休み自由研究や大学生の卒業論文のための見学など、事前に申し込みがあった見学を希望する団体及び個人に対して、施設を案内し、質問等に答えています。

区 別	見学回数(回)	見学者数(人)
団体	0	0
個人	0	0
計	0	0



※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、見学を中止

(2) 職場体験教室実施状況

実施年月日	学校名	人数(人)
	計	0

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、職場体験教室を中止

【夏休み小学生職場体験教室】

夏休み期間中の小学校5・6年生の児童を対象に、センターの施設を利用して動物の飼養管理や接し方等の体験をしてもらうとともに、命の大切さや動物の愛護・共生について学んでもらいます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、夏休み小学生職場体験教室を中止



<施設見学>



<清掃体験>

【中学生職場体験教室（^{みら}未来くるワーク体験）】

さいたま市内の中学校で実施している「未来くるワーク体験」により、中学生の受け入れを行いました。また、私立中学校からの生徒も同様に受け入れました。センターで行われている事業を、動物の飼養管理を中心に体験することで、動物を飼養することの楽しさ、大変さ、適正な動物の飼い方、動物愛護精神、命を大切にすることを学んでもらいます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中学生職場体験教室を中止



<縫合体験>



<健康診断体験>

(3) 犬・猫の譲渡事業実施状況

動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発を図ることを目的に、飼養希望者に対して譲渡を行いました。飼養希望者には、動物の習性・しつけ並びに関連法令等について講習を実施し、模範的な飼い主になっていただくように努めました。

犬			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般譲渡	講習会	開催数	1	3	1	1	2	0	4	1	2	3	1	2	21
		受講組数(組)	1	3	1	1	2	0	4	1	2	3	1	2	21
		受講者数(人)	6	6	2	3	4	0	7	2	4	3	1	2	40
	譲渡会	開催数	1	1	2	0	2	0	2	0	3	1	2	0	14
		参加組数(組)	1	1	2	0	2	0	2	0	3	1	2	0	14
		参加者数(人)	3	2	3	0	5	0	2	0	5	1	2	0	23
団体譲渡(回)			2	1	3	1	4	1	0	2	0	1	1	0	16
譲渡総数(匹)			5	2	6	1	6	1	1	2	3	2	3	0	32
内訳 (うち団体譲渡)		成犬	1 (0)	2 (1)	6 (4)	1 (1)	6 (4)	1 (1)	1 (0)	2 (2)	3 (0)	2 (1)	3 (1)	0 (0)	28 (15)
		仔犬	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

猫			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
一般譲渡	講習会	開催数	2	1	2	3	0	2	3	4	5	4	4	0	30
		受講組数(組)	2	1	2	8	0	2	3	4	5	4	4	0	35
		受講者数(人)	3	1	5	9	0	7	5	7	10	10	10	0	67
	譲渡会	開催数	2	1	2	5	0	2	3	3	5	4	4	0	31
		参加組数(組)	2	1	2	10	0	2	4	3	5	4	4	0	37
		参加者数(人)	3	1	5	16	0	6	8	6	8	10	10	0	73
団体譲渡(回)			0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	4
譲渡総数(匹)			1	2	4	8	0	2	4	5	14	5	4	2	51
内訳 (うち団体譲渡)		成猫	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	15 (4)
		子猫	0 (0)	0 (0)	2 (0)	8 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	5 (1)	9 (4)	5 (0)	3 (0)	0 (0)	36 (5)



(4) 動物愛護団体の譲渡活動支援

市内で飼い主のいない犬や猫の譲渡活動を行っている団体や個人の方への支援の一環として、動物愛護ふれあいセンターを譲渡会のために提供するとともに譲渡会を広報しています。

実施年月日	回数	譲渡動物
		(頭)
計		0

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場の提供なし。

(5) 動物の適正飼養教室実施状況

正しい飼い方やしつけ方が犬・猫の飼い主に普及することにより、人とペットが共存して生活できる豊かな地域社会を築くことを目的として各教室を開催しました。



<犬のしつけ方教室（実技）>



<犬のしつけ方教室（講義）>

形式	実施年月日	組数 (組)	人数 (人)
実技	令和2年10月24日	5	10
	令和2年11月28日	5	7
	令和2年12月19日	5	10
	令和3年1月23日	5	8
	令和3年2月27日	5	9
	令和3年3月27日	5	12
	小計	30	56
デモ 講義・	令和2年12月12日（犬）	9	14
	小計	9	14
	合計	39	70

(6) 犬とのふれあい方教室

犬との間違ったふれあい方が原因で咬傷事故にあわないように、小学校低学年生を対象に日本獣医生命科学大学の学生によるゲーム・寸劇や犬とのふれあいを通じて、犬との正しい接し方を学んでもらいます。

実施年月日	参加組数	参加者数
※	0組	0人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、犬とのふれあい方教室を中止



※写真は令和元年度に開催したもの

(7) 動物ふれあいフェスティバル

センターの認知度向上と動物愛護についての関心と理解を深めるため、「動物ふれあいフェスティバル」を実施しています。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動物ふれあいフェスティバルを中止

- 開催日：中止
- 開催場所：さいたま市動物愛護ふれあいセンター
- 来場者数：0組 0人

【実施内容】（令和元年度）

常設コーナー

- ・ パネル展示
- ・ クイズ・スタンプラリー
- ・ 譲渡動物写真展示コーナー
- ・ 日本愛玩動物協会埼玉県支部コーナー



特別セミナー

- ・ 犬のしつけ方教室
- ・ 猫の飼い方教室



ふれあいコーナー

- ・ ふれあい動物の紹介
- ・ ドッグパフォーマンスタイム
- ・ 犬とのふれあい
- ・ 乗馬体験



(8) 市民講座、講演

動物行政の現状やペットの高齢化問題、野良猫対策など、市民の関心が高い話題について市民講座を行いました。また、学校やマンション管理組合の要請を受けて、動物を飼う人に大切なルールとマナーについて出張を含む講演を行います。

《市民講座》

実施年月日	テーマ	対象	人数(人)
※	犬のしつけ方講座～吠えの予防と治療～	市民	0
計			0

《講演》

実施年月日※	テーマ	対象	人数(人)
計			0

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民講座、講演を中止

2. 犬、猫等に関する事業

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射実施状況

令和2年度末時点の犬の登録数は昨年度末より1,396頭減少して58,950頭でした。また、令和2年8月末の時点で狂犬病予防注射を確認できなかった登録犬の飼い主に対し、狂犬病予防注射を促す通知を送付しました。

(再通知件数：17,930件)



【犬の登録頭数および狂犬病予防注射頭数】

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
登録頭数	4,850	6,209	5,073	8,559	4,197	4,114	5,995	6,805	6,509	6,639	58,950
うち新規登録頭数	316	489	453	604	432	251	523	537	618	450	4,673
注射頭数	3,469	4,658	3,743	6,215	3,136	2,840	4,687	4,959	4,241	4,546	42,494
接種率	71.5%	75.0%	73.8%	72.6%	74.7%	69.0%	78.2%	72.9%	65.2%	68.5%	72.1%

(令和3年3月末現在、単位：頭)

(2) 収容に係る業務

放浪犬等による危害・被害を防止するため、市民等からの捕獲・保護依頼に基づき迅速に対処しました(捕獲)。また、負傷や病気によって動けなくなっている飼い主のわからない犬・猫については、発見者からの通報に基づき保護し応急処置を行いました(負傷犬・猫)。

やむを得ない事情で飼えなくなった犬・猫については、致死処分になる可能性があることを十分に説明し、放置、捨て置きなどで生じる問題を未然に防ぐ目的で、センター窓口にて引取りを行いました(所有者からの引取り)。

警察等に保護された捨て猫等の所有者がいない猫について引取りを行いました(所有者不明の引取り)。

センターに収容された所有者の判明しない犬・猫は元の飼い主を探すために、全区役所の掲示板で公示を行い、ホームページにも掲載しました。飼い主が判明した際は、適正飼養について指導し、所定の手数料を徴収した後、直ちに返還しました。

【犬の収容数】

犬	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
捕獲	10	5	5	8	7	7	3	2	3	7	1	4	62
負傷犬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所有者からの引取り	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	4
譲渡後返還(出戻り)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	10	6	5	8	8	7	3	3	4	7	1	4	66

(単位：頭)

【猫の収容数】

猫	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
所有者不明の引取り	4	9	3	3	7	2	18	1	1	1	0	3	52
負傷猫	3	7	6	11	5	7	6	3	5	3	2	9	67
所有者からの引取り	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	0	0	5
譲渡後返還（出戻り）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	16	9	14	12	9	26	4	6	7	2	12	124

【収容された犬・猫の成子内訳】

(単位：頭)

犬	区分	内訳		合計
		成犬	子犬	
捕獲		成犬	58	62
		子犬	4	
負傷犬		成犬	0	0
		子犬	0	
所有者からの引取り		成犬	4	4
		子犬	0	
譲渡後返還（出戻り）		成犬	0	0
		子犬	0	
合計		成犬	62	66
		子犬	4	

猫	区分	内訳		合計
		成猫	子猫	
所有者不明の引取り		成猫	8	52
		子猫	44	
負傷猫		成猫	53	67
		子猫	14	
所有者からの引取り		成猫	5	5
		子猫	0	
譲渡後返還（出戻り）		成猫	0	0
		子猫	0	
合計		成猫	66	124
		子猫	58	

(単位：頭)

【収容された犬・猫の品種内訳】

犬	品種	頭数(頭)	割合(%)
	雑種	36	54.5%
柴犬	12	18.2%	
トイ・プードル	6	9.1%	
その他	12	18.2%	

(単位：件)

猫	品種	頭数(頭)	割合(%)
	雑種	121	97.6%
アメリカン・ショートヘア	1	0.8%	
ブリティッシュショートヘア	1	0.8%	
ロシアンブルー	1	0.8%	

(単位：件)

【所有者からの犬・猫の引取り理由】

犬：飼い主の死亡・病気・・・4/4件（100%）

猫：飼い主の死亡・病気・・・2/2件（100%）

(3) 動物の管理・処分業務

センターに収容された動物については、適正な飼養管理を行いました。

5日間の公示期間を過ぎても飼い主の判明しなかった犬・猫及び飼い主から引き取られた犬・猫については、新しい飼い主に譲渡するよう努めましたが、攻撃的な性格や重い病気、ケガなど譲渡に適さないと判断した場合は、殺処分しました。

【犬・猫の処分内訳】

	区分	内訳	頭数	
			成	子
犬	返還	成犬	39	39
		子犬	0	
	譲渡	成犬	28	32
		子犬	4	
	死亡	成犬	2	2
		子犬	0	
	殺処分	成犬	0	0
子犬		0		
所有者からの引取り取下げ	成犬	0	0	
	子犬	0		
合計	成犬	69	73	
	子犬	4		

	区分	内訳	頭数	
			成	子
猫	返還	成猫	10	10
		子猫	0	
	譲渡	成猫	16	51
		子猫	35	
	死亡	成猫	38	64
		子猫	26	
	殺処分	成猫	2	2
子猫		0		
所有者からの引取り取下げ	成猫	0	0	
	子猫	0		
合計	成猫	66	127	
	子猫	61		

(単位：頭)

【殺処分理由】

猫：傷病の治癒困難・・・2/2件（100%）

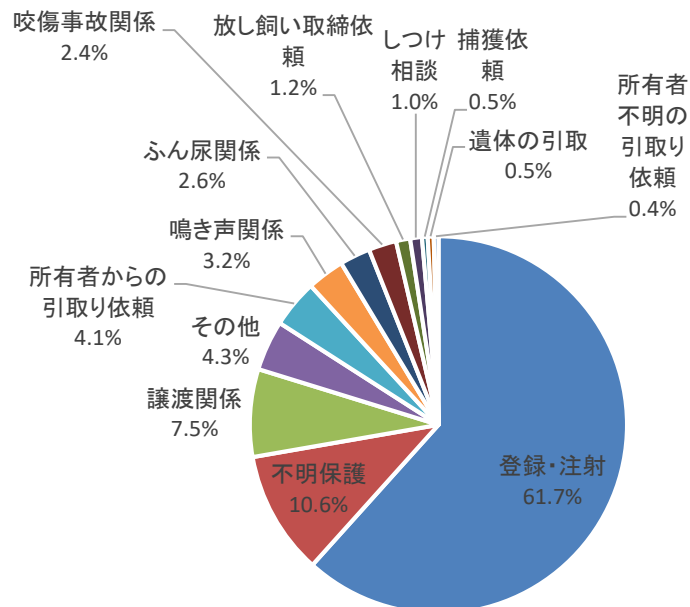
(4) 動物に関する相談・苦情

犬・猫に関する相談や苦情を窓口及び電話で受け付けました。犬・猫の不適切な飼い方による事故及びトラブル等を防ぐために、適切な指導を現場、窓口、電話にて行いました。また、広報紙、ホームページ、チラシ、リーフレット及び看板等を活用して、正しい飼い方の啓発に努めました。

【犬に関する相談・苦情件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
登録・注射	525	131	137	61	56	55	204	41	50	47	41	351	1,699
不明保護	21	30	19	29	38	41	21	22	17	20	16	18	292
譲渡関係	15	31	17	18	22	12	14	14	11	13	21	20	208
所有者からの引取り依頼	13	11	4	14	9	8	9	13	9	10	6	8	114
所有者不明の引取り依頼	2	0	2	1	0	2	1	1	1	0	1	1	12
捕獲依頼	1	0	0	1	0	3	1	0	2	5	0	0	13
糞尿関係	1	3	10	7	9	7	8	9	4	7	3	3	71
鳴き声関係	6	13	8	4	7	7	6	10	12	2	8	5	88
咬傷事故	2	8	11	3	6	4	2	8	4	8	6	4	66
放し飼い	2	4	5	5	2	1	4	0	1	3	4	3	34
しつけ相談	1	1	0	4	0	1	3	3	5	4	4	1	27
遺体の引取り	0	4	0	3	1	2	0	0	0	0	3	1	14
その他	8	4	16	23	9	7	11	7	8	7	12	7	119
計	597	240	229	173	159	150	284	128	124	126	125	422	2,757

(単位：件)



【犬による咬傷事故の届出件数】

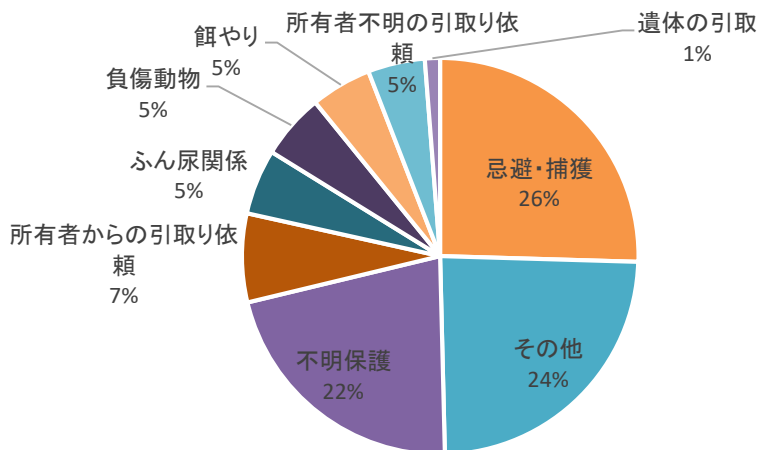
咬傷事故発生時における犬の状況					計	咬傷事故発生時における被害者の状況						計
犬舎等に けい留中	けい留し て運動中	放し飼い	野犬 (放浪犬)	その他		犬に手を 出した	けい留しよ うとした	配達・訪 問等の際	通行中	遊戯中	その他	
7	26	3	0	8	44	6	1	7	26	0	4	44

(単位：件)

【猫に関する相談・苦情件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
不明保護	33	38	39	62	57	45	48	26	39	49	44	27	507
所有者からの引取り依頼	4	21	31	20	2	12	19	14	10	8	15	13	169
所有者不明の引取り依頼	7	15	21	15	4	6	9	7	7	7	2	9	109
忌避等	40	66	84	92	71	75	61	25	26	8	22	26	596
糞尿関係	6	18	16	33	5	10	6	4	9	4	11	3	125
餌やり	4	10	11	29	11	9	15	8	3	7	8	1	116
負傷動物	10	13	13	21	6	10	11	2	7	13	5	14	125
遺体の引取り	2	3	3	4	5	2	4	1	1	2	0	2	29
その他	42	50	67	68	29	46	57	56	39	28	49	35	566
計	148	234	285	344	190	215	230	143	141	126	156	130	2,342

(単位：件)



【その他動物に関する相談・苦情件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
負傷動物	4	1	4	4	1	2	3	1	0	1	0	0	21
捕獲・駆除	1	0	0	5	1	1	3	3	1	1	0	1	17
野生動物への対応方法	5	12	8	3	3	5	3	1	1	4	2	0	47
引渡し・引取り	0	0	0	2	3	2	1	0	2	3	4	1	18
不明保護	4	4	5	7	3	5	6	3	3	3	7	4	54
その他	7	11	7	10	3	6	0	0	1	2	5	1	53
計	21	28	24	31	14	21	16	8	8	14	18	7	210

(単位：件)

(5) 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費等の一部助成

市内に生息する飼い主のいない猫に対し、去勢手術又は不妊手術を行う事を奨励し、不必要な繁殖による猫の増加を抑え、地域の快適な生活環境の整備及び猫の適切な飼い方と動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図るため、手術に要した費用の一部を助成しました。また、手術を受けた猫に対し、同時に、他の猫に感染させるおそれのある感染症及び寄生虫病に係る検査、予防接種及び治療処置（以下「その他の処置」といいます。）を実施した場合、その費用の一部を助成しました（受付は2月中に実施した分まで）。

【被手術猫性別】

	オス	メス	計	その他の処置
頭数	374	530	904	724

【生息地域別月別】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	区計
西区	8	0	1	16	5	4	12	6	4	2	3	0	61
北区	2	1	4	1	1	3	6	4	7	4	2	0	35
大宮区	8	6	9	7	9	0	6	10	6	9	7	0	77
見沼区	14	6	21	13	3	21	19	8	10	16	13	0	144
中央区	12	1	3	4	1	6	8	6	4	1	3	0	49
桜区	16	9	10	7	6	12	21	6	17	12	3	0	119
浦和区	8	3	6	10	4	6	2	0	9	4	15	0	67
南区	3	11	15	10	5	20	22	14	10	13	18	0	141
緑区	17	11	7	4	9	7	22	16	25	3	11	0	132
岩槻区	11	4	2	7	6	8	9	10	13	6	3	0	79
月計	99	52	78	79	49	87	127	80	105	70	78	0	904

(単位：頭)

3. 動物取扱業及び特定動物に係る業務

(1) 動物取扱業に関する業務

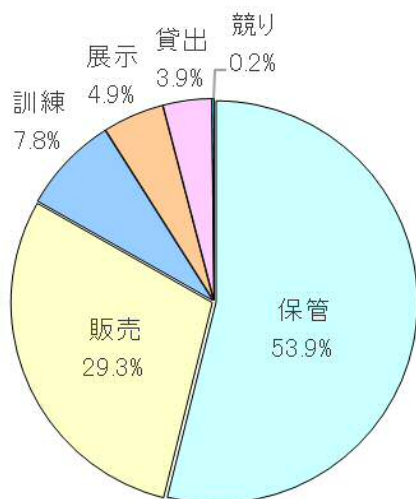
営利を目的とする販売、保管、訓練、展示、貸出し、競り及び譲受飼養の7業種いずれかの動物取扱業を営む場合、第一種動物取扱業として登録が義務付けられています。令和元年の法改正では動物取扱業者への規制が強化され、動物取扱責任者の資格要件の適正化、事業所での対面販売の義務、犬猫の販売日齢の規制強化などが行われています。

【第一種動物取扱業の登録状況（区別）】

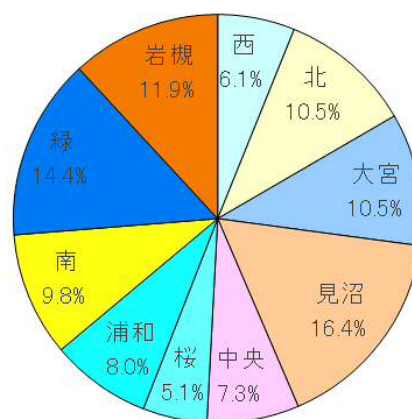
		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数(件)		26	49	45	70	34	21	37	48	61	58	449
業種 (件)	販売	12	19	17	32	10	6	12	15	16	34	173
	(うち犬猫販売*)	(11)	(17)	(11)	(21)	(8)	(5)	(6)	(12)	(10)	(20)	(121)
	(うち繁殖あり*)	(9)	(12)	(7)	(15)	(5)	(4)	(5)	(7)	(6)	(16)	(86)
	保管	14	35	32	45	27	19	28	40	49	29	318
	訓練	5	3	3	10	2	3	4	2	11	3	46
	展示	1	2	5	8	3	1	2	1	5	1	29
	貸出し	4	3	5	2	1	1	1	0	4	2	23
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	譲受飼養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		36	62	62	97	43	30	47	58	85	70	590

*1 販売業者のうち犬猫等販売業者の内訳。

*2 犬猫等販売業者のうち繁殖を行う業者の内訳。



<業種ごとの登録状況>



<区別の登録状況>

【令和2年度第一種動物取扱業新規登録状況】

		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数(件)		8	6	3	7	3	3	5	4	9	6	54
業種 (件)	販売	4	3	1	5	1	0	2	3	3	3	25
	(うち犬猫販売 ^{*1})	(4)	(3)	(1)	(2)	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(13)
	(うち繁殖あり ^{*2})	(3)	(2)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(8)
	保管	4	5	3	5	2	2	3	2	7	3	36
	訓練	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	展示	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
	貸出し	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	譲受飼養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	10	8	4	13	3	3	5	5	10	7	68	

*1 販売業者のうち犬猫等販売業者の内訳。

*2 犬猫等販売業者のうち繁殖を行う業者の内訳。

【立入検査状況】

第一種動物取扱業施設について、立入検査を実施しました。新型コロナウイルス感染予防の観点から、緊急性の高い案件、人の集まるイベント等の監視を優先して実施しました。

		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数(件)		1	1	0	2	1	2	4	0	2	0	13
業種 (件)	販売	0	1	0	1	1	2	4	0	1	0	10
	(うち犬猫販売 [*])	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(4)	(0)	(1)	(0)	(8)
	保管	1	0	0	1	0	2	1	0	1	0	6
	訓練	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	展示	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	3
	貸出し	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3
	競り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	譲受飼養	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	1	0	3	2	6	5	0	5	0	23	

*販売業者のうち犬猫等販売業者の内訳。

【動物取扱業の苦情相談件数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談数	52	64	56	64	28	16	58	42	38	37	62	41	558

(単位：件)

【動物取扱責任者研修会】

登録している第一種動物取扱業者に選任された動物取扱責任者に対し、例年行っている講義形式の研修会に替えて、全登録事業者へ資料を郵送し、受講確認票の返送をもって研修受講とみなしました。

【第二種動物取扱業者の届出状況】

平成 24 年 9 月の法改正により、非営利の動物取扱施設（公立の動物園や動物愛護団体の収容施設など）が第二種動物取扱業として届出対象になりました。

		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数		0	2	2	3	1	2	2	1	2	1	16
業種 (件)	譲渡し	0	1	1	2	1	2	2	1	1	1	12
	保管	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	訓練	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	展示	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	4
	貸出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	2	2	3	1	2	2	1	2	1	16

(2) 特定動物の飼養・保管状況

特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物）を飼養又は保管しようとする場合、事前に許可が必要です。

【飼養・保管状況】

令和 2 年 3 月末時点の特定動物の飼養・保管許可施設数および飼養頭数は以下の通りです。

許可件数 (件)			23		
施設数 (件)			13		
動物種		許可頭数	実飼養頭数		
内 訳	ほ 乳 類	ツキノワグマ	2	1	
		ブチハイエナ	3	2	
		クロクモザル	1	1	
		ケナガクモザル	10	6	
		ニホンザル	13	10	
		シシオザル	8	6	
		は 虫 類	インドニシキヘビ	2	2
	アミメニシキヘビ		3	2	
	ビルマニシキヘビ		1	1	
	ボアコンストリクター		2	2	
	オオアナコンダ		2	0	
	オオアナコンダとキイロ アナコンダの交雑種		1	1	
	ブラジルカイマン		4	0	
	メガネカイマン		5	2	
	コビトカイマン		4	0	
	ワニガメ		7	5	
	計		68	41	

(単位：頭)

(3) 動物の飼養（収容）許可

化製場等に関する法律第9条第1項の規定により、人口密集地など市長が指定する区域内において特定の種類の動物を一定数以上飼養又は収容する場合は許可が必要です。さいたま市では主に動物取扱業者と畜産農家が許可を取得しています。

【許可件数】

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
犬（10頭以上）	5	12	18	12	15	7	12	10	13	10	114
牛（1頭以上）	1	0	0	4	0	1	0	0	0	0	6
馬（1頭以上）	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
豚（1頭以上）	0	0	1	0	0	0	1	2	0	1	5
めん羊（4頭以上）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
山羊（4頭以上）	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
鶏（100羽以上）	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
あひる（50羽以上）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6	13	20	20	15	8	13	12	13	11	131

(単位：件)

(4) 多数の動物の飼養に係る届出

平成25年9月1日に改正されたさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第9条の2の規定により、犬および猫を個別又は合計で10頭以上飼育する場合は届出が必要になりました。（第一・二種動物取扱業者および動物の飼養（収容）許可取得済み施設は届出義務の対象外）

【区別の届出状況】

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
犬猫合計で10頭以上	1	0	0	3	0	1	2	0	2	0	9
犬のみ10頭以上	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
猫のみ10頭以上	0	1	0	2	1	6	1	2	1	4	18
計	1	1	0	5	1	8	3	2	3	5	29

(単位：件)

1. 畜犬登録数、狂犬病予防注射接種数

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
登録数	西区	5,043	5,004	4,876	4,939	4,850
	北区	6,495	6,439	6,361	6,419	6,209
	大宮区	5,203	5,231	5,162	5,195	5,073
	見沼区	9,028	8,916	8,766	8,840	8,559
	中央区	4,288	4,355	4,283	4,293	4,197
	桜区	4,272	4,298	4,252	4,173	4,114
	浦和区	5,947	5,971	5,932	6,029	5,995
	南区	6,955	7,034	7,009	7,003	6,805
	緑区	6,439	6,525	6,570	6,602	6,509
	岩槻区	6,958	6,964	6,855	6,853	6,639
全区合計		60,628	60,737	60,066	60,346	58,950
狂犬病予防注射数 (うち集合注射数)		42,553 (10,815)	42,742 (10,174)	42,245 (9,514)	42,079 (9,196)	42,494 (1,798)
接種率		70.2%	70.4%	70.3%	69.7%	72.1%
死亡届		3,392	3,572	4,421	4,058	4,041

(単位：頭)

2. 犬の捕獲等収容数及び処分数

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
犬	収容数		133	106	112	80	66
	内訳	捕獲・保護	109	103	105	67	62
		負傷犬	11	1	1	0	0
		所有者からの引取り	13	2	5	13	4
		譲渡後返還(出戻り)	0	0	1	0	0
	処分数		129	109	112	79	73
	内訳	飼い主への返還数	69	75	70	50	39
		所有者からの引取り申請取下げ	0	0	0	0	0
		収容後死亡数	5	0	2	1	2
		譲渡数	45	28	33	25	32
		殺処分数	10	6	7	3	0
		(うち麻酔処分)	(10)	(6)	(7)	(3)	(0)
(うちガス処分)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		

(単位：頭)

3. 猫の収容数及び処分数

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
猫	収容数		189	115	127	151	124
	内訳	所有者不明の引取り	125	66	48	80	52
		負傷猫	50	42	57	60	67
		所有者からの引取り	14	7	22	11	5
		譲渡後返還（出戻り）	0	0	0	0	0
	処分数		187	116	126	149	127
	内訳	飼い主への返還数	5	3	2	13	10
		所有者からの引取り申請取下げ	0	0	0	0	0
		収容後死亡数	51	33	58	44	64
		譲渡数	129	73	60	84	51
		殺処分数	2	7	6	8	2
		（うち麻酔処分）	(2)	(7)	(6)	(8)	(2)
		（うちガス処分）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

（単位：頭）

4. その他の動物の収容数及び処分数（すべて負傷動物として収容）

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
負傷動物 収容数 (内訳)	1 ハト1	0	1 ハト1	0	0
返還数 (内訳)	1 ハト1	0	1 ハト1	0	0
死亡数 (内訳)	0	0	0	0	0
譲渡数 (内訳)	0	0	0	0	0
殺処分数 (内訳)	0	0	0	0	0

（単位：頭又は羽）

5. 犬・猫の譲渡事業

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
犬	講習会開催数(回)	9	8	8	6	21	
	受講家族数(組)	46	21	15	15	21	
	受講者数(人)	90	41	27	28	40	
	譲渡会開催数(回)	7	6	13	6	14	
	参加家族数(組)	39	15	29	20	14	
	参加者数(人)	92	32	57	34	23	
	団体譲渡(組)	22	12	14	13	16	
	譲渡数(頭) (うち団体譲渡)	成犬	41 (24)	25 (17)	29 (15)	24 (14)	28 (15)
		子犬	4 (1)	3 (0)	4 (3)	1 (0)	4 (4)
		計	45 (25)	28 (17)	33 (18)	25 (14)	32 (19)

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
猫	講習会開催数(回)	15	8	11	11	30	
	受講家族数(組)	17	8	19	20	35	
	受講者数(人)	30	11	29	42	67	
	譲渡会開催数(回)	20	9	16	16	31	
	参加家族数(組)	22	10	25	26	37	
	参加者数(人)	39	13	42	59	73	
	団体譲渡(組)	29	23	17	11	4	
	譲渡数(頭) (うち団体譲渡)	成猫	35 (18)	25 (16)	21 (12)	23 (5)	15 (4)
		子猫	94 (76)	48 (46)	39 (31)	61 (48)	36 (5)
		計	129 (94)	73 (63)	60 (43)	84 (53)	51 (9)

6. 月別来館者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
28年度	614	718	655	626	436	527(1,237 ^{※1})	889	675	444	632	631	804	8,888
29年度	808	638	476	553	791	603(470 ^{※1})	541	699	537	573	665	922	8,276
30年度	784	629	589	446	632	617(629 ^{※1})	728	686	517	611	596	886	8,350
元年度	682	539	631	677	666	733(1,369 ^{※1})	548	686	566	543	575	0	8,215
2年度 ^{※2}	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 カッコ内は動物ふれあいフェスティバルの来館者。

(単位：人)

※2 ふれあい事業を中止。

7. 来館者・ふれあい教室参加者

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度※
来館者数（人）	8,888	8,276	8,350	8,215	0
（うち動物ふれあいフェスティバルの来館者数）	(1,237)	(470)	(629)	(1,369)	0
来館組数（組）	2,760	2,844	2,722	2,428	0
日常ふれあい教室開催数（回）	883	907	927	794	0
（うち団体ふれあい教室開催数）	19	22	27	11	0

※ふれあい、ふれあい教室を中止。

8. 苦情・相談件数

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
総数		10,137	9,932	9,514	6,600	5,867
犬	犬の苦情・相談総数	4,269	4,249	4,192	3,341	2,757
	捕獲依頼	80	58	45	16	13
	所有者からの引取り依頼	268	241	225	87	114
	所有者不明の引取り依頼	132	154	124	28	12
	放し飼い	69	88	61	28	34
	咬傷事故	116	154	117	59	66
	糞尿関係	138	148	119	48	71
	鳴き声関係	114	119	109	35	88
	不明保護	938	849	803	426	292
	譲渡関係	337	311	282	160	208
	登録・注射	1,628	1,468	1,593	1,142	1,699
	遺体の引取り	74	92	114	28	14
	しつけ相談	97	83	55	26	27
	その他	278	484	545	1,258	119
猫	猫の苦情・相談総数	4,717	4,224	4,076	2,571	2,342
	所有者からの引取り依頼	312	264	225	142	169
	所有者不明の引取り依頼	372	175	129	132	109
	糞尿関係	297	281	229	130	125
	餌やり	221	260	234	111	116
	負傷動物	236	186	160	125	125
	不明保護	817	735	673	602	507
	忌避等	915	835	937	703	596
	遺体の引取り	186	142	119	42	29
	その他	1,361	1,346	1,370	584	566
その他の動物の苦情・相談総数		416	543	395	196	210
動物取扱業の苦情・相談件数		735	916	851	492	558

（単位：件）

9. 犬・猫の適正飼養教室参加者数

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
講義・ デモ形式	1回目	犬 33	犬 42	犬 47	犬 33	犬 14
	2回目	猫 37	猫 21	猫 36	猫 26	-
	3回目	犬 20	犬 11	犬 53	犬 11	-
	4回目	-	-	-	犬 35	-
	計	90	74	136	105	14
実技形式 (犬)	1回目	16	12	10	14	10
	2回目	21	13	21	12	7
	3回目	17	20	12	17	10
	4回目	23	20	14	21	8
	5回目	17	21	17	-	9
	6回目	18	24	17	-	12
	計	112	110	91	64	56
犬とのふれあい方教室		45	54	54	30	0
合計		247	238	281	199	70

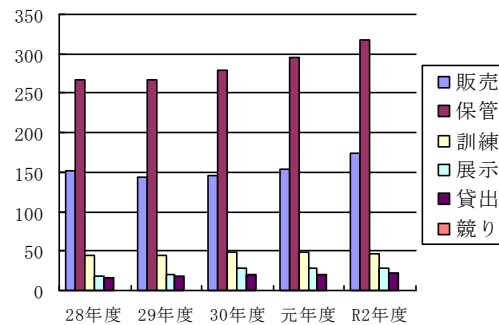
(単位：人)

10. 職場体験教室・インターンシップ実施状況

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
小学生	開催回数	1	2	2	2	0
	参加者数(人)	15	30	28	22	0
中学生	開催回数	2	8	6	7	0
	参加者数(人)	12	32	23	36	0
高校生	開催回数	1	2	1	0	0
	参加者数(人)	4	13	4	0	0
専門学生 大学生	開催回数	0	0	1	2	0
	参加者数(人)	0	0	1	3	0
計(人)		31	75	56	61	0

1 1. 第一種動物取扱業登録数の推移

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
販売	151	144	146	153	173
保管	267	268	280	295	318
訓練	44	45	48	49	46
展示	19	20	28	29	29
貸出	16	19	21	20	23
競り	1	1	1	1	1
計	498	497	524	547	590
施設数	384	377	393	415	449



(単位: 件)

1 2. 動物取扱責任者研修会の開催状況

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
開催回数(回)	4	4	4	4*	-*
参加者数(人)	390	410	427	408	-

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、期間内に受講者に資料のみ配布

1 3. 特定動物(危険な動物)の飼養状況

		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
哺乳類(頭)	中型サル	20	22	23	23	23
	クマ	2	2	2	2	1
	ネコ科	0	0	0	0	0
	ハイエナ	3	3	3	3	2
	哺乳類合計	25	27	28	28	26
爬虫類(頭)	大型ヘビ	11	11	11	10	8
	ワニ	10	4	3	2	2
	ドクトカゲ	3	1	0	0	0
	ワニガメ	11	13	5	5	5
	爬虫類合計	35	29	19	17	15
飼養数合計(件)		60	56	47	45	41
許可施設数(件)		21	19	17	16	13

年度末時点での飼養・保管頭数

14. 職員構成

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
獣医師	6 (非常勤職員1人含む)	6	6	6	6
技能職	9 (非常勤職員1人含む)	9 (非常勤職員1人含む)	8 (非常勤職員1人含む)	6	6
行政職	3 (所長1人含む)	3 (所長1人含む)	3 (所長1人含む)	4 (所長1人含む)	4 (所長1人含む)
計	18	18	17	16	16

(単位：人)

15. 主な事務手数料歳入の内訳

	29年度	30年度	元年度	2年度
犬の登録手数料 (3,000円)	11,487,000	10,965,000	11,217,000	14,019,000
狂犬病予防注射済票交付手数料 (550円)	23,730,850	23,439,350	23,278,750	23,533,950
犬の鑑札再交付手数料 (1,600円)	574,400	657,600	715,200	681,600
狂犬病予防注射済票再交付手数料 (340円)	23,460	28,220	21,420	21,080
犬・猫の引取手数料 (2,090円) ※1	18,450	24,600	49,520	12,540
収容動物の返還費用 (1件3,660円) ※2	280,020	262,070	224,260	172,020
収容動物の飼養管理費 (1日520円) ※3	131,580	108,120	90,000	78,520
第一種動物取扱業登録・更新申請料※4	1,870,000	1,315,000	1,459,000	1,380,000
特定動物飼養・保管許可申請料※5	50,000	96,000	70,000	67,000
動物の飼養 (収容) 許可申請料 (8,000円)	16,000	32,000	48,000	48,000
動物取扱責任者講習受講料 (3,000円) ※6	1,230,000	1,284,000	1,224,000	-
犬の原簿記載事項証明交付手数料 (1件300円) ※7	9,600	3,000	9,300	4,500
犬・猫の不妊去勢手術に要する手数料	-	-	-	-
計	39,421,360	38,214,960	38,406,450	40,018,210

(単位：円)

※1 令和元年10月より犬・猫の引取り手数料が2,050円から2,090円に変更。

※2 令和元年10月より収容動物返還費用が3,590円から3,660円に変更。

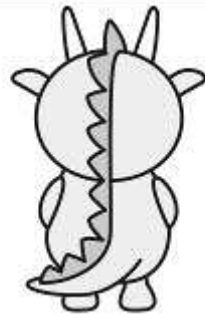
※3 令和元年10月より収容動物飼養管理費が510円から520円に変更。

※4 登録手数料16,000円、2件目以降は1業種8,000円、登録更新手数料10,000円、2件目以降は1業種5,000円。

※5 許可申請手数料16,000円、2種目以降は1種8,000円、変更許可申請手数料10,000円。

※6 令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止。

※7 平成26年10月より犬の原簿記載事項証明交付手数料が200円から300円に変更。



さいたま市保健福祉局保健部 動物愛護ふれあいセンター Animal Management & Welfare center

TEL : 048-840-4150 FAX : 048-840-4159 〒338-0812 さいたま市桜区大字神田950-1